

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 福島県双葉郡浪江町 大字幾世橋字六反田7-2 氏名 浪江町長 吉田 数博		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	福島県双葉郡浪江町 大字苧宿字宮田25 他9筆
	2 開発区域の面積	14,652.31平方メートル
	3 予定建築物等の用途	乾燥調製貯蔵施設
	4 工事施行者住所氏名	未定
	5 工事着手予定年月日	復興整備計画における整備計画が公表された日
	6 工事完了予定年月日	令和2年10月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	非該当
	9 その他必要な事項	農地法…復興整備協議会にて農地転用許可取得予定 文化財保護法…遺跡台帳による確認及び現地踏査済み 道路法…24条申請提出予定
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 福島県双葉郡浪江町 大字幾世橋字六反田7-2 氏名 浪江町長 吉田 数博		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	福島県双葉郡浪江町 大字棚塩字町田95-1 他13筆
	2 開発区域の面積	15,209.20平方メートル
	3 予定建築物等の用途	乾燥調製貯蔵施設
	4 工事施行者住所氏名	未定
	5 工事着手予定年月日	復興整備計画における整備計画が公表された日
	6 工事完了予定年月日	令和2年10月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	非該当
	9 その他必要な事項	農地法…復興整備協議会にて農地転用許可取得予定 文化財保護法…遺跡台帳による確認及び現地踏査済み 道路法…24条申請提出予定
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。